

# METAL WORLD



國際金屬勞連 ( I M F ) 季刊誌



## 流血と弾圧が続くコロンビア

特集 10 ページ

No.3  
2005

## 変革期を迎える日本

**良** 好な労使関係は、これまでずっと日本企業(多国籍企業であれ中小企業であれ)の基礎をなす理念だった。

この理念では、組合は会社の事業利益の重要性を承認し、使用者は組合を承認・尊重している。これは日本が長期にわたって享受してきた、安定した社会的・経済的発展の基礎である。

日系多国籍企業の一部が、国内ではこのような方針を実践しながら、海外の工場や事業所で働く労働者にそれと同じ条件を認めるのを大いに渋っているのは理解しがたく、容認できることではない。

これは日本の多国籍企業だけに見られる現象ではない。IMFは、欧米の多国籍企業が本国以外の国々で容認しがたい挙に出ていることをたびたび報告している。

このような行動があった場合、IMFは、その多国籍企業に圧力を加えて状況の是正と問題の解決を要求するために、中心となって行動を調整している。

しかし日系多国籍企業は、国内と国外とで異なる基準を適用するという罪をますます犯すようになってきているように思える。

IMFは以前、アメリカにおける日本企業の反労働組手的行動について報告した。『メタル・ワールド』本号(8ページ)では、ニカラグア、フィリピン、インドで日本の多国籍企業が労働組合権を侵害している事例を報告する。

どの事例でも、各多国籍企業は日本国内の組合とは良好な関係を保っていることが分かっている。したがって、これら3つの多国籍企業が、なぜ上記各国の労働組合活動家を同様に尊重しないのかを理解するのは非常に難しい。人権や基本的労働組合権が場所によって異なるなどということ

が、あっていいものだろうか。

IMFの考えでは、これらの権利はどこでも同じでなければならない。きっと加盟組織も同じ意見だろう。

一丸となって企業に圧力をかけるために必要な力を結集し、場所にかかわらず各社の事業全体で同じ方針を適用させるようにしなければならない。

まさに企業の基礎である支部レベルにおいても、いっそうの努力を払うべきだと思う。企業経営陣と日常的に接触している企業別労働組合は、その影響力を利用して世界各地の労働者・組合を支援することができるし、そうすべきである。

私たちは、全日本金属産業労働組合協議会(IMF-JC)とその傘下産別組織が、これらの問題に関して企業別労働組合指導者に情報や教育を提供しようと努力していることを高く評価する。しかし、あまり納得のいく結果が出ておらず、さらに努力する必要がある。

産別や企業別労働組合の指導者が関与しなければ、国際連帯を通して労働者のために成果を上げるのは極めて難しい。日本のみならず万国の労働組合が協力し、すべての場所で多国籍企業に労働組合・労働者の権利を守らせる必要がある。

企業別・地域・全国を問わず、あらゆるレベルで活動する労組指導者全員が、中心的な責務として国際問題に取り組まなければならない。



マルチェロ・マレンタッキ  
IMF書記長  
mmalentacchi@imfmetal.org

「メタル・ワールド」発行人：国際金属労連 (IMF)

IMF住所：  
P.O.Box 1516  
54 bis, route des Acacias  
CH-1227 GENEVA  
Switzerland  
Tel:++41 22 308 50 50  
Fax:++41 22 308 50 55

IMF ホームページ：  
www.imfmetal.org

会 長：  
ユルゲン・ペータース

書記長：  
マルチェロ・マレンタッキ  
mmalentacchi@imfmetal.org

編集長：  
ジェスパー・ニルソン  
jnilsson@imfmetal.org



ニュース編集長：  
アナタ・ガードナー  
agardner@imfmetal.org

グラフィックデザイン：  
イングバー・ニルソン

表紙写真：  
scanpix

メタル・ワールドは英語、ロシア語、日本語で発行されます。

記事の意見は必ずしも IMFの見解とは限りません

日本語版翻訳・発行者：  
全日本金属産業労働組合協議会 (IMF-JC)

発行日：  
2005年10月21日

# 目次

2005年・No.3



## IMF ニュース

### 2本のIFAを新たに締結

IMFは、ヨーロッパ・エアロノティック・ディフェンス・アンド・スペース社(EADS)およびドイツ系企業レヒリングと、さらに2本の国際枠組み協約を締結した。

6



## 特集

### コロンビア

コロンビアは相変わらず世界で最も労働組合活動家を敵視する国であり、2004年には合計94人という驚くべき人数の活動家が暗殺された。この国の労働組合を取り巻く悲惨な状況について概説する。

10



## スペシャル・レポート

### 労働時間

柔軟性の向上と労働時間の延長を求める圧力が強まっている。ここ数カ月間、労働時間延長は多くの国々で労使紛争の争点となっている。IMF本部が現状を概説する。

18



## プロフィール

### マーレ・アンチェバ

大会でIMF執行委員会に選出されたマーレ・アンチェバ氏は、マケドニアの金属労組の書記長である。本号で同氏は、過去の難題を振り返り、新たな気持ちで楽観的に将来を見据える。

24

ピープル 17

カレンダー 23

## 労働時間は絶対的な基準

18～22ページに掲載の労働時間に関する報告を分かりやすく示すための資料を求めて、1920年代から今日までの数十枚の写真にじっくり目を通した。古い写真であれ新しい写真であれ、撮影場所がイギリスであれ韓国であれ、組合活動家が掲げているプラカードや横断幕はすべて、労働時間の短縮を要求していた。これらの写真を見れば、労働者が週労働時間の長さやペースを管理し、仕事以外の生活面のニーズを満たせるようにしようと闘い続けてきたことが分かる。

団体交渉で表明される労働者の要求は、国によって大いに異なるように見えることがある。例えば1日1米ドルの賃上げの重要性は、アメリカと中国とでは著しく異なる。これに対して労働時間の場合は、世界中の労働者のニーズが基本的に同じであり、絶対的な基準になる。

裕福な人であれ貧しい人であれ、男であれ女であれ、先進国の国民であれ発展途上国の国民であれ、誰にとっ

ても1日は24時間しかない。この時間枠の中で働き、眠り、友人や家族と過ごし、家事をこなさなければならない。

ディーセントな労働時間を求める闘いは、まさに根の深いグローバルな問題である。本号の報告に示されるように、この闘いは1920年代と変わらず今日もなお重要である。先進国の労働組合は団体交渉で取り決められた労働時間制の規制緩和に反対して闘い、ブラジルと韓国の組合は週40時間制を求めて結集している。



ジェスパー・ニルソン  
編集長  
jnilsson@imfmetal.org

### 加盟組織

## ブラック・アンド・デッカー労働者が組合結成を目指して闘争

**メキシコ**：酷暑の中、メキシコ北東部レイノサのブラック・アンド・デッカー社で、労働者が組合結成を要求してピケを張っている。

労働者らは、レイノサのブラック・アンド・デッカー社で組合組織化活動に参加したことを理由に6月に解雇された、4人の労働者の復職も要求している。

IMFに加盟するメキシコ全国鉱山・金属・関連労組(SNTMMS)は、現場労働者の利益を守る組合代表の組織化を目指すブラック・アンド・デッカー労働者の努力を支援している。

80人を超えるSNTMMS組合員が、7月11日にレイノサのブラック・アンド・デッカー社前で集会を開き、解雇さ

れた4人の労働者との連帯を表明した。

さらにIMFも、ブラック・アンド・デッカー経営陣と連絡を取り続け、現場労働者の要求を満たす解決を求めて努力している。



レイノサでのSNTMMS集会

## メキシコで連帯スト開始

**メキシコ/アメリカ**：グルボ・メヒコに雇用されるメキシコの鉱山労働者と金属労働者は8月15日、アメリカの炭鉱会社アサルコおよびメキシコの製鉄会社シカルツアの労働者と連帯して、1時間のストライキを実施した。この行動はメキシコ全国鉱山・金属・関連労組(SNTMMS)が組織したもので、アサルコ、シカルツア両社との交渉に進展がなければ、1日1時間ずつ延長して最終的には24時間ストに拡大される予定。両社は、世界第3位の銅メーカーであるグルボ・メヒコが所有している。

アメリカでは、グルボ・メヒコが医療・年金給付を削減しようとしたあと、全米鉄鋼労組に加入する1,200人以上のアサルコ労働者が7月にストライキを開始した。その後、同社は高い生産・環境コストとストライキの影響を理由

に、破産保護を申請した。



メキシコとアメリカの労働組合による合同集会

この間、シカルツアの労働者は会社側が雇用契約に違反したと主張して、8月初めにストライキを実施した。この抗議行動は、労働当局によって違法とみなされているが、今なお続いている。

## 加盟組織

## 韓国で労働者が集会

**韓国**：韓国労組総連盟（FKTU）と加盟組合は7月、ソウル中心部で集会を開き、キム・デファン労働部長官の辞任を要求した。

集会に先立ってFKTUは、政府・使用者との三者交渉から手を引き、24時間のゼネストを実施する、と宣言した。FKTUが三者構成委員会から離脱したのは、1998年に同委員会が設置されてから初めてのことである。

ソウルでの抗議行動には3万人が参加し、FKTU忠州地域支部の代表を務めていた同志キム・デファンの死に対する謝罪も求めた。同氏は2005年6月14日に忠州で集会が開かれた際、セメント車に轢き殺された。

同氏は他の労働組合活動家とともに、そのトラックを阻

止しようとしていたときに死亡した。運転していたのは、ストに参加した運転手の代わりに雇われた運転手である。

韓国では、セメント車の運転手は自営業者とみなされていて、労働法が適用されない。労働者はセメント車にピケを張り、運転手を労働基準法の適用対象として認めるよう政府に要求していた。



ソウルで3万人が抗議行動

## 組合がゲルダウに抗議

**アメリカ**：ブラジルのIMF加盟組織は全米鉄鋼労組（USW）とともに、8月9日にゲルダウ・アメリスチール本社で開かれた集会に参加し、テキサス州ポーモントの違法ロックアウトをやめるよう同社に要求した。

ポーモントでロックアウトが始まったのは5月26日、労働者が会社側の譲歩要求への同意を拒否したときだった。この要求には、二重構造賃金制度、超過労働からの保護の撤廃、休暇・休暇手当の削減、雇用を一方向的に併合・変更・廃止できる経営側の権利の新設などが含まれていた。

ブラジルの大手鉄鋼メーカーでゲルダウ・アメリスチールの親会社であるゲルダウは、2004年11月にポーモント工

場を買収したばかりである。新しい労働協約をめぐる交渉は、現行の協約が失効する2カ月前の1月に同工場で始まった。会社側は5月9日に「最終的・決定的かつ最善」と称する提示を行ったのち、違法に労働者をロックアウトした。

フェルナンド・ロベスCNM/CUT書記長とナイール・ゴウラートCNTM全国金属労働者総連合国際関係担当書記が、ポーモントの鉄鋼労働者およびUSW代表とともに集会に参加し、会社側に陳情書を提出した。カナダのUSW組合員とチリのIMF加盟組織CONSTRAMETも、ゲルダウと闘うポーモントの鉄鋼労働者を支援している。

## 中国企業がMGローバーを買収

**イギリス**：中国の自動車メーカー南京自動車は英MGローバーの残存資産を買収し、イギリス国内で最大2,000人分の雇用創出の期待が高まっている。

労働組合は、別の入札企業である上海自動車のほうがイギリスで雇用を創出する見込みが高いと考え、同社を支持していた。MGローバー工場で解雇された労働者を

組織化する運輸一般労働組合は、「入札結果には失望したが、イギリス国内の生産計画に関して南京自動車と協力する」と述べた。

4月にMGローバーが破綻したとき、ほぼ6,000人分の雇用が失われただけでなく、サプライヤー企業でも1万8,000人の労働者が影響を受けた。

## ILOがCAWの男女平等活動を評価

**ジュネーブ/カナダ**：国際労働機関（ILO）男女平等局は、先ごろ「男女平等とディーセント・ワーク、職場における優良事例」と題する25例収録の優良事例集をまとめ、その中でカナダ自動車労組（CAW）を取り上げた。ILOは、同労組の平等戦略がジェンダー主流化イニシアティブと女性差別是正措置とを結合しようと努めている

ことを紹介している。

男女平等に関するCAWの活動には、組織化における性別のバランスの取れた代表の追求や、ジェンダーに敏感な労働協約の取り決めが含まれる。

[www.ilo.org/gender](http://www.ilo.org/gender)の資料コーナーでILO報告書の全文をダウンロードできる。

## IMF活動

## IMFがEADSおよびレヒリングとIFAを締結

IMFは、ヨーロッパ・エアロノティック・ディフェンス・アンド・スペース社（EADS）およびドイツ系企業レヒリングと国際枠組み協約を締結した。

## EADSとの協約

**フランス：** IMFはヨーロッパの同僚とともに、11万人の従業員を対象とするヨーロッパ・エアロノティック・ディフェンス・アンド・スペース社（EADS）との国際枠組み協約（IFA）に署名した。

この協約によれば、EADSは、ILO条約およびOECD多国籍企業ガイドラインに従う原則・基準に基づいて、さらなる経済的成功を達成したいと考えている。

この協約は、結社の自由と団体交渉権も認めている。協約に盛り込まれたILO中核的労働基準には、強制・児童労働の利用禁止、機会均等の権利、差別撤廃の必要性に関連する規定が含まれる。

またEADSは、生涯訓練を促進し、職場の安全衛生を守ることに同意している。

この協約はEADSサプライヤーに対し、この枠組み協約に定めるものと同じ原則の承認・適用を求め、自社で同等の慣行を導入・実施するよう奨励している。

この協約は、6月の終わりにまずEADS欧州従業員代表委員会との間で合意され、7月の第1週にユルゲン・ペーターズIMF会長とマルチェロ・マレンタッキIMF書記長が連署した。

EADSは、エアバス、軍用輸送機、ユーロコプター、宇宙、防衛・安全保障システムの5部門に分かれている。生産拠点はフランス、ドイツ、イギリス、スペイン、ベルギー、カナダ、仏領ガイアナにある。

協約の英語版、フランス語版、ドイツ語版、スペイン語版をIMFウェブサイトで入手可能。

## レヒリングとの協約

**ドイツ：** レヒリング経営陣とレヒリング欧州従業員代表委員会、欧州金属労連、IMFは、「社会的責任の原則」として知られる協約を締結した。

プラスチック、自動車部品、エレクトロニクス製品のドイツ系メーカーであるレヒリングとの協約は、同社が社会的責任を負い、ILO中核的労働基準を支持・遵守することを認めている。

このIFAは、ILO条約第87号（結社の自由）および第98



EADSの独フリードリヒスハーフェン工場

写真：EADS

号（団体交渉権）の尊重を規定している。また、児童労働・強制労働の禁止も盛り込み、非差別、報酬、安全衛生、労働時間に関する基準を定めている。

この協約は世界50カ所の生産施設の従業員8,000人を対象としているが、同社が取引先に対して、各自の企業方針で同宣言を考慮に入れるよう「支援・奨励」することも明記している。レヒリングは「これを将来の取引関係の積極的な基礎とみなす」。

レヒリング・グループは次の3部門に分かれている。  
エンジニアリング・プラスチック：オーストリア、ドイツ、フランス、アメリカ、中国、スペイン、シンガポールなどに生産施設がある。

自動車工学：ドイツ、ベルギー、イタリア、スペイン、ブラジル、中国に、ゼーバー・レヒリング・オートモーティブの施設がある。

電機：BEAグループがドイツとポーランドで事業を展開。

協約のドイツ語版、英語版、フランス語版をIMFウェブサイトで入手可能。

## IMF 活動

## 第5回 IMF サマースクール

**スイス・ジュネーブ**：8月、2週間にわたってジュネーブで第5回IMFサマースクールが開かれた。17カ国から20人の労働組合活動家が集まり、各自の組織について簡単に説明し合い、グローバル化、国際連帯、労働組合運動にとって

の課題をめぐって議論した。

代議員たちは国際労働機関を訪問し、その活動や方針を討議するとともに、IMF活動についても学んだ。



ジュネーブのIMF本部前に立つIMFサマースクール参加者：(前列)サンジョット・バダブカル(インド)、スザーナ・ミラー(IMF本部)、メラニー・グナセカラン(IMFクアラルンプール事務所)、カレン・コップ(カナダ)、マーガレット・ンダギレ(タンザニア)、マリア・スベンソン(スウェーデン)、イダメガマ・バンドゥラ(スリランカ)、エドゥアルド・マルバウン(インドネシア)、アンナ・ラブグレン(スウェーデン)、アニタ・ガードナー(IMF本部)、ラジャセカール・マントリ(インド)(後列)アンソニー・スロムコスキ(アメリカ)、ハッピーオウス・チャームプフ(ザンビア)、マリア・ボガサ(南アフリカ共和国)、アンドリイ・ポピロフ(ウクライナ)、マグヌス・バルムグレン(スウェーデン)、マイケル・ベイ・ハンセン(デンマーク)、オレ・グットム・ブレンデン(ノルウェー)、プロマス・チュチョムチュエン(タイ)、ジョアン・ピセンテ・シルバ・カイレス(ブラジル)、ミッコ・ハッカライネン(フィンランド)

## ニッケル生産の拡大を受けて組合が会合

**ニューカレドニア**：7月、世界有数のニッケル生産地である南太平洋の小さな島ニューカレドニアで、ニッケル産業の未来に関する国際会議が開催された。

地元の労働組合センターUSOENCの発案で開かれたこの3者構成会議では、この島におけるニッケル採掘の未来に関する組合提案の報告書に検討を加えた。この報告書は、島にある3つの新しい鉱山が、最大1万1,000人分の新規雇用を創出する可能性を秘めていることを強調していた。

この会議には、オーストラリア、カナダ、日本、フランスなど、ニッケルを採掘している7カ国の組合が出席。さらに国際自由

労連、欧州労働組合連合およびIMFも発言し、持続可能な開発、雇用保障、技術不足などの問題をめぐる議論に貢献した。

会議に参加した使用者代表から挑戦的な意見が出されたものの、地方政府当局者と組合との間で建設的な対話が交わされた。島の環境保護の不備について特に懸念が表明された。

ロブ・ジョンストンIMF労働安全衛生担当部長は、代議員を前にこう語った。「持続可能な職場は、持続可能な方向に社会を発展させるための最も重要な前提条件の1つだ。使用者が労働組合の価値を認め、これらの目的を達成するうえで組合が貢献しうることを認めることが、不可欠な第一歩である」

## ラテンアメリカ自動車会議

**ブラジル**：6月27日～29日に開かれたIMFラテンアメリカ地域自動車会議で、多数の代議員が「自動車部門で販売・生産・投資・雇用が回復している」と報告したが、臨時労働者やアウトソーシングの利用による労働不安が依然として課題である。

代議員は、主として域外に拠点を置く多国籍企業の戦略の重要性について言明し、国際連帯、特に多国籍企業の本国の組合を支援することの重要性を強調した。また、ラテンアメリカ地域全体における組合の国内統一強化が不可欠であることも確認された。

この会議では、6つの自動車同盟・会社別ワーキング・グループが、地域ネットワークを利用して多国籍企業をさらに深く関与させる方法について議論し、例えば国際枠組み協約(IFA)の締結・実施、企業別協議会やアクション・グループの設置に検討を加えた。

「言葉の違いやコンピューター・アクセスなど、ネットワーク作りをめぐる課題はいくつかあるが、これらはネットワークの効果的利用を妨げる障壁になるとは限らない、という点で意見が一致した。代議員



最も重要なのは、組合がネットワークを利用しようという意思を持つことだ」と、ロン・ブルームIMF自動車担当部長は述べた。

各ワーキング・グループは、地域ネットワークの調整について議論し、向こう1年間の最優先課題を選び、それを達成するための手段を決定した。最優先課題には、団体交渉に関する情報の共有、IFA実施、アウトソーシング対策の立案が含まれていた。

## 労働者の諸権利

## ホンダで激しい衝突

**インド**：ホンダが停職中の労働者の復職を拒否したことがきっかけで、7月25日、デリー近郊のグルガオンで労働者と警察が衝突した。

ホンダのオートバイ・スクーター工場で争議が始まったのは2004年、労働者が賃上げを要求したときだった。その後、労働側は組織化に着手し、2005年5月に労働組合を登録した。

これに対してホンダは、組合結成に関与した労働者50人を停職、組合幹部を解雇処分にし、組合を承認しなかった。

7月25日、3,000人を超える人々が停職処分を受けた労働者の復職を求めてデモ行進していたとき、警察が介入した。警察はデモ参加者を殴打するという手段に訴え、62人を逮捕した。この暴力行為で700人近くが負傷した。

その後、政府の介入によって調停交渉が行われた結果、ホンダ工場労使は合意に達した。合意内容には、停職・解雇処分を受けた従業員の復職、組合の維持、工場における通常の生産活動への復帰が盛り込まれているものと思われる。



写真：AP / Y・クマール

## 攻撃を受けるアルネコムの自動車部品労働者

**ニカラグア**：自動車用電気装置メーカーのアルネコムが、ニカラグアで何千人もの労働者の基本的労働組合権を侵害している。

7月6日に、選出された組合幹部のうち4人が解雇された。それ以来、さらに多くの労働者が解雇されており、「組合に関われば職を失うことになる」という不安が広がっている。

アルネコムは、日系多国籍企業の矢崎総業とメキシコの産業コンソーシアムであるシグナックスとの合併事業である。

IMFは日本の加盟組織に連絡を取り、この件に関して援助を要請している。

米国のナショナル・レイバー・コミッティーは、アルネコム労働者を支持してキャンペーンを実施している。詳しくは同コミッティーのウェブサイト

([www.nlcnet.org/news/blog\\_comment.asp?bi=52&m=7&y=2005](http://www.nlcnet.org/news/blog_comment.asp?bi=52&m=7&y=2005))を参照。

## フィリピン・トヨタが労働者の諸権利を侵害

**フィリピン**：トヨタ・モーター・フィリピンは、自社工場でのトヨタ・モーター・フィリピン労組(TMPCWA)の労組認証を拒否し続けている。

トヨタ・モーター・フィリピンは、1999年に工場での交渉代表権者としての認定を求め、認証投票を行った。その結果TMPCWAは2000年に認証され、会社側に団体交渉案を提出した。

同社はこの認証投票の結果について不服を申し立て、政府はこの問題に関する審問を求めた。労働者はこの事態の変化に落胆し、審問の際に職場を離れ抗議活動を行った。

これに対して会社側は、無断欠勤したとして227人の組合役員・組合員を解雇した。一方、政府はTMPCWA

の認証を改めて確認した。

組合は2001年3月にストライキを行い、労働者の復職を要求。一方、政府の労使関係委員会は、争議の調停に乗り出し、最終的に会社側を支持する裁定を下した。

そこでTMPCWAはILOに提訴し、2003年、ILOは会社側が労働者の結社の自由と団体交渉権を侵害したと裁定した。フィリピン最高裁判所も組合を支持する判決を下した。

IMFは、トヨタに基本的労働組合権を認めさせようとするTMPCWAの努力を全面的に支援し、日本の加盟組織と共に、同社とTMPCWAの話し合いの場を設定するよう努力している。

## IMF 活動

## WTO 閣僚会議を控えて

**グローバル**：2005年12月13日～18日に香港で世界貿易機関（WTO）の第6回閣僚会議が開催される。この会議では、世界148カ国の政府代表が引き続き多角貿易協定について交渉する。

このWTO交渉は「開発ラウンド」と呼ばれ、その焦点は農業、サービス、それに金属労働者に関係の深い非農産物市場アクセス（NAMA）について合意に達することである。

この交渉は予定よりも遅れており、2001年のWTOドーハ会議の決定に反して、発展途上国の特別なニーズや利害に取り組んでいない。

それどころか、農業交渉は不公正な貿易ルールを維持し、食糧安全保障を脅かす方向へ進んでいる。サービス交渉は、公共サービス提供と規制に関する政府の役割を弱める危険がある。さらに、やはり検討中の国境を越えた人の移動を認める取り決めも、臨時移民労働者の搾取の悪化につながるおそれがある。

NAMA交渉において、工業国は発展途上国の関税撤廃により非農産物市場へのアクセスを拡大しようとしている。これらの要求は、弱小産業や失業状況、関連各国の開発見通しに及ぼしうる影響を考慮に入れていない。

国際労働組合運動としては、ディーセント・ワークの創出を、すべての政府の中心的な優先課題としなければならない。

IMFをはじめとするグローバルな労働組合組織は、各組織の努力を調整し、12月のWTO会議の議題に関する声明を作成した。この声明は、農業・サービス・NAMA交渉に関する労働組合の立場を概説し、「WTOは中核的労働基準を承認しなければならない」と主張している。

声明は、NAMAとの関連でWTO貿易協定に以下のことを要求している。

発展途上国の幼稚産業その他の弱小産業に有害な影響を与えてはならない。

フォーマル経済からインフォーマル経済への雇用移転などによって、雇用に悪影響を与えてはならない。

政策面で、発展途上国が関税を利用して自国の産業開

発を奨励するための余地を与えなければならない。

この声明は、貿易関連の決定はすべて、雇用に対する影響を十分に評価したうえで下さなければならない、とも主張している。

カーラ・コレッティ IMF 国際関係担当部長

は、IMFの参加について次のように述べた。「IMFは他のグローバル・ユニオン・フェデレーションや国際自由労連と協力し、国際労働組合の共通の立場をIMFアクション・プログラムの目標・優先課題に近づけるよう努力している」

「非政府組織（NGO）とのネットワーク作りも進めており、労働者の基本的権利などの労働関連問題に関するNGOの理解を深めるとともに、ディーセント・ワークと開発とが本質的に関連していることを説明しようとしている」と、カーラ・コレッティ部長は語った。

WTO交渉に影響を及ぼしたいと考えるIMF加盟組織は、12月の交渉までの数カ月間に自国政府に圧力を加えてほしい。

労働組合の声明文は、[www.icftu.org/www/pdf/wtohk\\_statement.pdf](http://www.icftu.org/www/pdf/wtohk_statement.pdf) で入手可能。

ディーセント・ワーク、公正取引、開発による貧困根絶に関するIMF大会の決議は、[www.imfmatal.org/resolution6](http://www.imfmatal.org/resolution6) で入手できる。



工業国は発展途上国で市場アクセス拡大を狙っている

## EU、ベラルーシで労働基準の監視を実施か

**欧州連合**：国際自由労連（ICFTU）の報告によると、欧州連合（EU）の一般特惠関税制度（GSP）管理委員会は7月6日の会合で、ベラルーシにおける中核的労働基準の遵守状況を6カ月間にわたって監視するというEU委員会の提案を支持した。

ベラルーシ政府が6カ月以内に行動を改めなければ、

この監視プロセスに続いてEU制裁が科せられる可能性がある。

この提案は、今度はEU委員会全体の承認を得なければならない、9月初めには承認されそうである。6カ月の監視期間は、EU委員会がこの提案を採択した時点から始まる。





# 流血と弾圧が続く コロンビア

コロンビアは、相変わらず世界で最も労働組合活動家を敵視する国である。昨年は合計94人の活動家が暗殺された。この国の労働組合を取り巻く悲惨な状況について概説する。

ヨハン・シュミット記

写真：マグヌス・ロスハーゲン、コーピス / SCANPIX

**あ**る日の早朝、ハビエル・マヌエル・ペレスはいつものように、通りを見渡せる小さなベランダに出て腰を下ろした。夜明けの涼しいうちにゆったりと朝食を済ませてから、仕事に出かけるのが常だった。突然、爆音がその静けさを破り、1台のオートバイが猛スピードで角を曲ってきた。ハビエル・ペレスは、何が起ころうとしているかを瞬時に悟った。テーブルをひっくり返して避難しようとしたが、果たせなかった。悲惨なことに、彼は頭に3発の銃弾を撃ち込まれ、玄関口で息絶えたのである。

ハビエル・マヌエル・ペレスは、コロンビア北部のラ・ロマ炭鉱で組合執行委員を務めていた。すでに鉱山労組の仲間が何人が殺されており、彼自身もたびたび脅迫されていた。彼は、内務省が労働組合活動家のために立案した特別プログラムによる保護を申請していた。しかし、彼の申請は首都ボゴタでまだ処理されているところだった。そのためハビエルは、赤ん坊のキリストをあしらったメダルに頼るほかなく、それを肌身離さず身につけ、毎朝「神よ、私を探している殺人者たちに見つかりませんように」と祈っていた。地元紙の報道によれば、この地域で活動する右派民兵組織の代表は、「ペレスはテロリストであり、そのために殺された」と主張し、「労働組合活動家になることによってゲリラ組織のメンバーであることを隠そうとする者には、同じ運命が待ち受けている」と付け加えたという。

### 日常的な脅威

殺害件数は2001年の196件から昨年は94件に減ったが、それでもコロンビアの労働組合活動家が非常に大きな危険にさらされていることに変わりはない。準軍事的な右派民兵組織、コロンビア自衛軍連合（AUC）が画策する殺害事件が減少しているのは事実だが、労働組合で活動する人々は日常的にますます脅迫されるようになっていく。鉱山労働者、教員、自治体職員、農業労働者のすべてが攻撃を受け、全国いたる所であらゆる職業区分がテロの標的にされている。

暴力行為、反組合的な法律、ここ数年の経済政策、労働法改革によって、組合員数が減少している。10年前、組合組織率は15%だった。現在では、労働年齢人口の5%がかかるうじて組合に所属しているにすぎない。

公務員組合FENALTRASEのロベルト・チャムセロ氏は言う。「我が身を守って生き残るために苦しい闘いを続けているが、積極的な措置が講じられる見込みはほとんどない。その一方で私たちは、新しい労働組合活動戦略を考案しなけ

ればならないことも十分に理解している。組合組織率が低い原因は暴力行為だけではない」

政治家やアナリストは、なぜコロンビアで暴力が横行しているのか、どのような解決策が考えられるか、これらの紛争は内戦、内部抗争、テロのどれに分類すべきかをめぐって議論している。しかし、どのような名称を当てはめるにせよ、異なるグループ同士の戦闘として直接的に、また一連の紛争の余波として間接的に加えられる暴力が、この国の最も深刻な問題であることに変わりはない。コロンビアの紛争は40年以上前から続いており、その発端は「暴力の時代」として知られる1948年から1957年にある。2つの異なる政党の支持者同士が争っていた時期に、農村部で共産主義に立つ民兵組織が結成され、これが現在のゲリラ組織FARCの前身になった。1960年代に入ると、キューバの運動に着想を得たゲリラ運動、ELNが確立された。現在、この2つのグループは2万人前後の武装兵力を配備し、全国で戦闘を繰り広げている。

### 準軍事的組織

1980年代には、大地主と麻薬カルテルの私的民兵組織、AUCが設立された。AUCの仕事は、政敵を監視し、必要があれば排除することと、ゲリラによる攻撃や誘拐計画から後援者を守ることだった。これらのグループは軍と協力し、軍事訓練や情報機関が収集した情報の提供によって援助を受けたため、「準軍事的組織」と呼ばれる。AUCは長い間に拡大し、独自の政治課題を掲げる強力で独立した武装勢力へと発展した。この課題には、労働組合組織に対する正面攻撃が含まれている。

「やみくもに攻撃したりはしない」と、AUCリーダーのカルロス・カスターノは2～3年前に語った。「常に理由がある。労働組合指導者に関して言えば、彼らは概して平服姿のゲリラ兵だ」

そのゲリラ運動（コロンビアでは主にFARC）でさえ、労組活動家を攻撃している。最も甚大な被害を受けているのは、ウラバ地方のパナナ園で働く労働者である。パナナ園の労働者は、一貫して非常に弱い立場に置かれてきた。1928年、シエナガの町で軍隊が何千人もの労働者とその家族を虐殺した。この大虐殺は、ガブリエル・ガルシア・マルケスの『百年の孤独』でも取り上げられ、コロンビアにおける労働組合運動の長い闘いの始まりとなった。だが、暴力と強硬な抵抗にも負けず、ウラバのパナナ園労働者は組織化努力を成功させた。しかし、組合が独自の政治計画を立案し、ゲリラに間接的に共鳴する従来の立場から離れると、FARC

### コロンビアに関するデータ

首都：ボゴタ  
 人口：4,290万人  
 産業：繊維、食品加工、石油、衣服・履き物、飲料、化学製品、セメント、金、石炭、エメラルド  
 IMF加盟組合：UTRAMMICOL（CUT傘下）、FETRAMECOL（CTC傘下）

# 特集

## コロンビア



コロンビアではありふれた光景：民兵組織による弾圧の犠牲者の埋葬

写真：コーピス / SCANPIX

は労働組合をはじめとする社会運動を支配したいと考え、圧力を強めるようになった。

### 警察の関与

政府・軍部は、労働組合活動家に対抗する明白な政策を打ち出しているわけではないが、労組指導者襲撃事件で警察・軍関係者がたびたび逮捕されている。例えば、労組指導者ウィルソン・ポルハ暗殺未遂事件では、警察官1人と軍将校2人が逮捕された。

「政府が私たちに対する暴力を後押ししているとは思っていないが、このような残虐行為を阻止するために真剣に努力しようという政治的意志が欠けている」と、ICFTUに加盟するナショナルセンターCTCのルイス・ミゲル・モランテス書記長は述べた。

同書記長は、「担当大臣は強力な国際的圧力を受けてやっと、労組活動家殺害を狙う組織的運動があったことを認めた」と指摘する。

「政府首脳レベルには長い間、『労働組合はゲリラ運動に共鳴しており、組合にはゲリラが潜入している。暴力事

件が後を絶たないのは、異なる武装勢力間の闘争が原因だ』という強い信念があった」と、モランテス書記長は言う。

少なくとも昨今では、労働組合が独立した地位を占めていること、組合に暴力を加えようとする組織的運動があることが、政治レベルで公式に認められている。このような理由で政府は2～3年前に、脅威にさらされる労働組合活動家を対象に特別保護プログラムを立案した。労組活動家はボディガードに守られ、特製装甲車で移動し、他の町や市、あるいは他国に脱出するために援助を受けることもある。組合事務所も、分厚い金属製ドアや防弾ガラス、監視システムに守られている。

### 監視

ボゴタの電気技術者組合SINTRAELECOLの各事務所では、執行委員や他の組合員が繰り返し攻撃されたことを受けて「セキュリティ・アップグレード」が実施された。事務所は一般住宅地の裏通りにあり、各所に監視カメラが設置されている点を除けば、普通の家にしか見えない。ボゴタによくあるように、イギリスのテラスハウスに似たレ

# 特集

## コロンビア



平和なコロンビアを求めて：ティエラデントロを走るバス  
写真：コービス / SCANPIX

ンガ造りの建物である。労働組合の事務所が入っていることを示す飾り版などの看板はない。入り口の前には私服姿の護衛が1人立っており、訪問者が中へ入るには金属探知器を通らなければならない。

「これではまさに武装勢力の思うツボだ。私たちは誰が住んでいるか分からない家の中で息をひそめている。事務所の中で囚人のような生活をし、組合員と連絡を保つのに苦労している」と、SINTRAELECOLのジルベルト・ガンボア氏は言う。

### 日常的接触の寸断

この一連の暴力のせいで、労働組合は、すべての必要な保護措置を講じることのできる設備が整った町や市に事務所を移転せざるをえない。しかし、職場委員は組合員と毎日連絡を取ることができなくなり、組合は職場で存在感が低下している。ジルベルト・ガンボア氏は、この保護プログラムを通して組合と組合員が援助を受けられることに感謝している。しかし同氏は政府に対し、暴力を取り締まって犯人を逮捕するために、もっと積極的な政策を実施してほしいと考えている。

「犯罪者は何ら処罰を受けることなく暗躍している。要するに、暗殺者たちが『絶対に捕まらない』とほぼ確信で

きる状況だ。仲間が殺されたり脅されたりしているのに何も対策が講じられなければ、貢献する勇気を持っている人たちも意気消沈してしまう」

政府は、武装勢力（民兵組織とゲリラ）同士の戦争が続く限り、その他の残虐行為を阻止するために打てる手段はほとんどない、と主張している。警察と軍は、通常の犯罪と効果的に闘うと同時に戦争の付随的影響に対処するための資源が不足している。裁判所には事件が殺到し、検察官も裁判官も、すべての犯罪を調査している時間がない。政府は紛争を終結させたいと考え、右派民兵組織のAUCと交渉に入ったところだ。数年に及ぶ残忍な戦争を経て、この民兵組織は現在、「平和のために全面的武装解除の用意がある」と主張している。人権擁護団体や労働組合組織から一斉に批判されているが、政府は先ごろ、この民兵組織のメンバーが一般市民の生活に戻れるようにする法案（正義と平和に関する法案）を強引に通過させた。この法律によると、武器を捨てて罪状を認めれば、誰でも寛大な判決を受け、更生の機会を与えられる。一般の兵士は全面的恩赦を与えられ、幹部の場合も当局に協力すれば、わずか2～3年の有罪判決ですむ可能性がある。これは大虐殺、暗殺、人権に対する重罪を犯した人々にも適用される。

政府によると、絶対的な正義への要求と、平和を達成し



数千人を殺害したAUC民兵

写真：M・ロスハーゲン

て紛争を終わらせたいという願望とのバランスをとることが重要である。コロンビア政府は、内戦の平和協定には何らかの恩赦が付き物だ、と指摘する。批判的な人々は、「この法律の譲歩は限度を超えており、大虐殺や組織的な殺害キャンペーン、例えば組合活動家を狙ったキャンペーンに加担した人々を、あまりにも安易に放免しすぎている」と言う。批判者たちによれば、この法律では犯罪者が処罰されないおそれがあるが、法律は犯罪を告発するものでなければならない。

また政府は、「保護プログラムは攻撃の原因を取り除くわけではないが、目下の状況では、考えられる限り最も効果的な保護措置だと認識している」とも主張する。政府は「労働組合活動家の殺害件数は2002年以降半減している」と指摘し、「この前向きな傾向は、保護プログラムと現在

進められている民兵組織との交渉のおかげだ」と言う。

ボゴタにそびえる山々を見渡せるビルの7階、絶えず防弾ガラスに守られた部屋で、コロンビアのナショナルセンターCUTのカルロス・ロドリゲス会長に会った。会長の小作りの机は、組合員に対する暴力事件に関する文書や報告書に埋もれている。

「政府代表は世界各国を回り、統計値が改善したことを示す柱状グラフを見せ、昨年殺害された組合活動家は『わずか』94人だったと説明している。『政府は十分に措置を講じていない』という批判に対抗するためにこのような図を見せるのは、皮肉としか言いようがないと思う」と同会長は言う。

### 明確なメッセージ

カルロス・ロドリゲス会長は、保護プログラムによって多くの命が救われたと考えているが、だからと言って「政府の政策のおかげで暴力行為が減っている」という主張を信じているわけではない。同会長の考えによれば、正しくは、労働組合を脅迫するグループ自身が攻撃の手を緩めることに決めたのである。

「殺人者は明確なメッセージを送った 労働組合活動にかかわったら標的にする、と。数年にわたって残忍な迫害を繰り返した結果、殺人件数を減らしてもよくなった。今や脅迫するだけで思いどおりの効果を上げることができるのだから」

コロンビアの3つのナショナルセンター、CUT、CTCおよびCGTDは、長年にわたって国際労働機関（ILO）に対し、コロンビア政府に制裁を科すよう強く催促してきた。しかし毎年、国際労働法の取り決めに違反した国に対する最も厳しいILO制裁である特別調査委員会の設置は、コロ

## 労働者の諸権利を弱める新法

コロンビアの労働法は国に、労働組合の内部機構や規約を規制する余地を幅広く与えている。交渉や労働協約締結、ストライキ要求の権利を持っているのは、企業内組合だけである。争議の際には、組合員または従業員の3分の2がストに賛成票を投じなければならない。労働省は、使用者の要請を受けて介入し、投票のやり直しを命じたり、60日を超えてストが続いている場合は当事者に争議の調停を強制したりすることができる。

柔軟性や移動性を高めるために雇用保障が弱められ、新しい形態の臨時契約、外注、短期契約が導入された。官民両部門で外注の利用が増えており、さまざまな労働法改正と相まって、労働協約の締結件数が激減している。

政府によると、新しい労働法のおかげで新規雇用が生まれ、企業が巧みに行動できる余地が広がった。アルバロ・ウリベ大統領は、対立を和らげて「協力的な労働組合」を増やしたいとも思っている、と言う。大統領は一例として、いわゆる「労働組合契約」を挙げる。これは地方組合が企業での契約労働に責任を負い、組合が使用者となる方法である。ウリベ大統領が強調するもう1つの例は、「集団契約」として知られるものであり、これはその名称に反して、従業員と使用者が個別交渉を行う方法を意味する。この契約では、従業員は組合に加入する労働者と同等以上の条件を提供される。これもまた組合を弱体化させる方法である。

# 特集

## コロンビア

ンビア政府と使用者代表によって阻止されている。2000年、ILOはコロンビアにおける労働組合活動家の迫害に関する調査の実施を決定した。1年後、ILO特別代表が分厚い報告書を提出し、同国の状況を「深刻」と表現したが、どのような手段を講じることができるかに関する具体的な提案はなかった。

「ILOにはほとんど見切りをつけていた。ILO関係者は報告書を作成し、私たちがすでに長年にわたって経験してきた状況を確認することしかできない。けれども今年、ジュネーブで開かれたILO総会で大きな成果があった。これはヨーロッパの労働組合運動が示してくれた連帯のおかげだ」とカルロス・ロドリゲス氏は言う。

### 陳情活動

今春、ヨーロッパの組合に招かれて、CUTとCTC、CGTDの代表からなる代表団がヨーロッパを回り、コロンビアの状況を説明した。これは十分に組織された陳情ツアーであり、6月にジュネーブで開かれる年次ILO総会の結果に影響を及ぼすことが目的だった。

「私たちが伝えたいメッセージは1つ、簡単なことだった。現状に関する一般的な研究や報告はもういらぬ。私たちは、ILOがコロンビアにハイレベル混成代表団を派遣し、同国政府とともに現状について議論することを要求した」と、ラモン・タマラCUT国際書記は言う。

ILOは、10月にコロンビアに混成代表団を派遣することを票決した。この決定は、「労働組合活動家の権利を擁護するための措置を十分に講じていない」とILOが指摘する、コロンビア政府と使用者団体にとって打撃となった。同時に労働組合運動は、暴力だけが組合弱体化の理由ではないことを認識している。反組合的な法律、過去数年間の好ましからざる経済情勢、労働法改革（15ページ囲み記事参照）も、労働組合弱体化の一因となっている。

### 勢力の強化

労働組合は、文字どおり生き残るために多大な労力と資源を注ぎ込みながらも、何とか力を蓄えて希望を高く持ち、将来に目を向けている。労働組合運動は長い間、政治面でも組織化の面でも細分化し、これによって効果的な活動の余地も抑えられていた。コロンビアには合計2,500団体の労働組合があり、平均組合員数は140人である。労働組合は公共部門では一貫して有力だが、民間部門では小規模な企業別組合に分裂しており、全体として力を持つに至っていない。



労働組合が保護を求めるコロンビアの首都ボゴタ

写真：コーピス / SCANPIX

「特に使用者側が20団体の全国部門別連合に組織化されていることを考えれば、小規模組合の乱立は不合理だ。このため使用者側が交渉で影響力を振るっている」と、CUTのベンジャミン・リゾー氏は言う。

### 全国的キャンペーン

CUTは、組合の数を減らして部門ごとに組織化することを決定した。また、組合員数を増やすために全国規模のキャンペーンも開始する予定である。これは組織構造を変更し、地域社会における組合のイメージを刷新するための運動である。この過程で多くの小規模組織を併合し、ある程度まで新しい政治的手法を利用することになるため、職場委員や労働組合役員を対象に多くの訓練を実施する必要がある。企業別組合は個人的・地域的に強力な利害関係を確立しており、それによって職場委員は雇用保障を確保し、会社から給与を支払われている。同時にCUTとCTCは、全国的キャンペーンを通じて、また団体交渉で地方組合の要求を調整しようと努めることによって、協力関係を深めている。

コロンビアの労働組合運動は、根本的な変革と内部抗争に苦しんでいる。

「経済の働きを改善するには、労働市場で強力な組合が必要とされる。しかし組合は、社会において建設的な対話を促進するためにも必要とされる。これは今日のコロンビアで紛争の平和的解決を目指す努力において不可欠な要素だ」と、ベンジャミン・リゾー氏は言う。

## 新任者

### ドミニク・ジリエ氏

フランス・パリ：2005年6月、ドミニク・ジリエ氏が鉱業・金属総連合(FGMM-CFDT)の書記長に選出され、ナショナルセンター執行委員就任を要請されているマルセル・グリニャール氏の後任となった。



ジリエ氏は、クルーズ・ロワールで働いていたときに初めてFGMM-CFDT役員になった。1988年、ローヌアルプ地域の金属労組役員に就任し、地域労働協約を取り決めた。過去10年間にわたり、全国書記として職業訓練を担当、1998年からは財政部長として同労組の管理・財政面にも責任を負ってきた。

ジリエ氏の優先課題は、組合の開発、ヨーロッパにおける組合活動の強化、金属労働者の将来の確保などである。

### ヨゼフ・ストレドゥラ氏

チェコ共和国・ブラハ：6月23日～25日にフラデツクラーロベで開かれた第4回OS KOVO大会で、ヨゼフ・ストレドゥラ氏が会長に選出された。ストレドゥラ氏は、12年間にわたって同労連会長を務めたのち退任したヤン・ウーリル氏の後任となる。



ストレドゥラ氏は、1986年に製鉄会社ピトコピチェで技術者として働き始め、1990年に同社のOS KOVO企業レベル組合の副会長になった。

その後、1992年に同労連の理事に、1993年に副会長に選出された。

### ポール・ケニー氏

イギリス・ロンドン：2005年5月のケビン・カラン書記長の辞任を受けて、ポール・ケニー氏がGMB書記長代理になった。次の選挙は2006年のGMB大会で行われる予定で、それまでの間、ケニー氏は代理として活動する。



ケニー氏は15歳のときにフラー社のハマスミス醸造所に就職し、ガス管取付作業員として働いた。

その後、ハマスミス協議会に加わったときに同労組で活動するようになった。1979年にGMB専従役員として活動を開始した。

ケニー氏は1991年からGMBロンドン地域書記を務めた。この時期、同氏は組合員勧誘を優先事項とし、労働における権利や社会的公正への取り組みに関する一連の大々的なキャンペーンを主導した。

ケニー氏のモチベーションの源は、労働における不正に強く反対する気持ちと、低賃金労働者のために闘いたいという願望である。

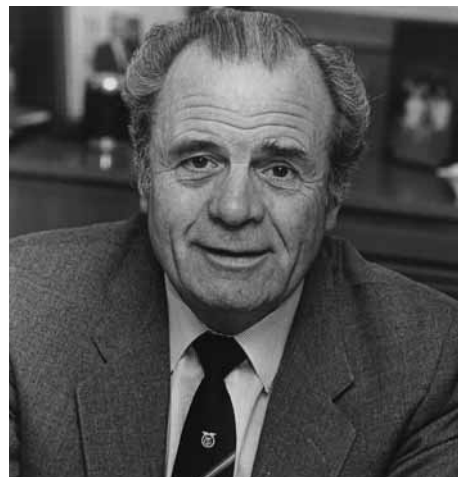
## 訃報

### ロン・トッド氏

イギリス・ロンドン：1985年から1992年まで運輸一般労働組合(T&G)書記長を務めたロン・トッド氏が、78歳で亡くなった。

トッド氏はウォルサムスターのフォードで組合活動に従事したのち、1962年にT&G地区役員になった。1969年に、ロンドンと南東部を担当する車両製造・自動車販売グループ書記に就任。1975年に地域書記、1978年に本部の全国オルグに指名され、その後モス・エバンス氏の跡を継いで書記長に就任した。

トッド氏は平和と国際連帯に情熱をもって取り組んだことで知られた。同氏の主導下でT&Gは、イギリスの核軍縮運動と反アパルトヘイト運動の最前線に立ち続けた。



# 強まる労働時間への圧力

先進国の労働組合は団体交渉で取り決められた労働時間制の規制緩和に反対して闘い、ブラジルと韓国の組合は週40時間制を求めて結集している。

アンヌ＝マリー・ミュロー記

**労働時間**は、これまでずっと労使関係と団体交渉における基本的な問題だった。企業が労働時間の編成を変更することによって、需要や国際競争に合わせて生産を調整しようとするのは、今に始まったことではない。だが、柔軟性の向上と24時間労働を求める圧力が強まる中で、労働時間の規制や労働協約で取り決められた制度を弱めようとする企業側の試みも目立つようになっている。IMFとその加盟組織にとって、すべての形態の労働時間短縮を求める闘いは、今なお重要な交渉目標である。

## ネオリベラル的な攻勢

世界中で、全面的な柔軟性の確保と規制緩和が、次第に労働時間方針に関する企業の主張の基調となっている。多岐にわたる複雑な制度が考案されており、これらの制度によって労働時間やそのスケジューリングを日、週、月、さらには年ベースで変更することができる。焦点は、機械設備の稼働時間を最大限に長くし、労働者を必要に応じて利用できるようにして労働コストを最小限に抑えることである。新しい労働時間制にはさまざまな形態があり、例えばフレックスタイム（コアタイムがある制度とない制度）、労働時間帯（working time corridors）、個別労働時間口座、所定労働時間としての週末労働、新しいシフト、新しい休日制度などが挙げられる。より長い基準期間で平均労働時間を算出する方法も、この方針の1つである。

ここ数カ月、労働時間延長が労使紛争の争点となっている。一部の欧州諸国で締結された協約は、従業員に（場合によっては無報酬で）より長く働くことを義務づけている。多くの場合、組合は雇用保障交渉の中で、労働者の長期雇

用保障や新製品への投資を獲得した。例えば、IGメタルはドイツのダイムラー・クライスラーで、労働時間変更と引き換えに2012年までの雇用保障を取り決めた。

企業が柔軟性の向上を強く要求する動きは世界中で見られる。南アフリカ共和国では、自動車組立メーカー各社の週労働時間は現在40時間だが、経営側は無報酬で5時間延長して45時間制に戻そうとしている。経営側は、標準的な週40時間労働が6日目か7日目に完了し、その週のどこかで休暇を取るというシフトを導入したがっている。例えばBMWの労働者は現在、40時間の勤務パターンではなく、2週間を単位としてさまざまなスケジュールで働かなければならない。南アフリカ共和国のフォード・モーター社も同様の制度を実施しようとし、組合側はこの問題を調停に持ち込んだ。組合の主張が支持され、同社は週40時間制に従う業界の労働条件を守るよう指示された。

## 増加傾向

日本では、全従業員の年間労働時間を1,800時間にするという組合の目標は、達成が難しい状況にある。グローバル競争が激化する中で、採用抑制等によって人員が減少する一方で、労働時間は増加傾向となっている。年間実労働時間は、1997～1999年と2000～2001年に大幅に減少したあと再び増加傾向に転じ、2001年の1,971時間から2003年には2,021時間に増えた（図1を参照）。

各国政府は市場主導型の労働時間編成を支持している。欧州連合ではEU委員会が、平均週労働時間の上限を48時間に設定している労働時間指令を修正する包括的改革を提案した。この提案には特に、従業員の同意を得れば週48時

# IMF スペシャル・レポート

## 労働時間



労働時間は長年に及ぶ闘い。ドイツ（1895年）とベルギー（1979年）のポスター 画像：akg / SCANPIX

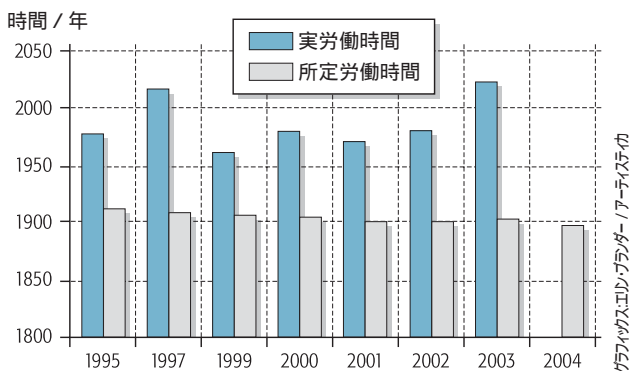
間を超えて働かせる権利を使用者に与えるオプトアウト（適用除外）条項を、2012年までに廃止する措置が含まれている。組合側は、最近まで加盟国の中で唯一オプトアウト条項を利用していたイギリスで頻繁に悪用された同条項の削除を求めている。今年前半に欧州議会はオプトアウト条項の全面廃止を票決したが、去る6月の雇用協議会で、

イギリス率いる加盟国グループがポーランドとスロバキアの支持を受けて、委員会案の受け入れを拒否した。現行法は依然として有効であり、この問題が再び立法議案で取り上げられるのがいつになるかは分からない。

フランスにおける週35時間制の修正は、この方針に沿っている。法定週労働時間は35時間のままだが、2005年3月に承認された法改正は、2つのメカニズムを通して労働時間の延長を目指している。すなわち、従業員の労働時間貯蓄口座を利用するという選択肢の新設と、超過労働を延長できる「選択労働時間」に関する取り決めである。さらに、超過労働時間の上限が180時間から220時間に引き上げられた。また、この新しい法律に基づき、従業員数20人未満の小企業について低率の超過労働手当を定めた措置が3年間延長される。

同様にノルウェーでも、2003年に超過労働の利用に関する新しい規則が導入された。各人の自発的超過労働が、年間200時間から400時間に延長された。使用者は組合と協議しなくてもよくなり、個々の労働者が同意すれば足りる。労働組合は、これらの変更を強く批判し、効果的な労働時間規制の放棄を公然と非難した。

図1：日本の労働組合員の所定労働時間と実労働時間\*

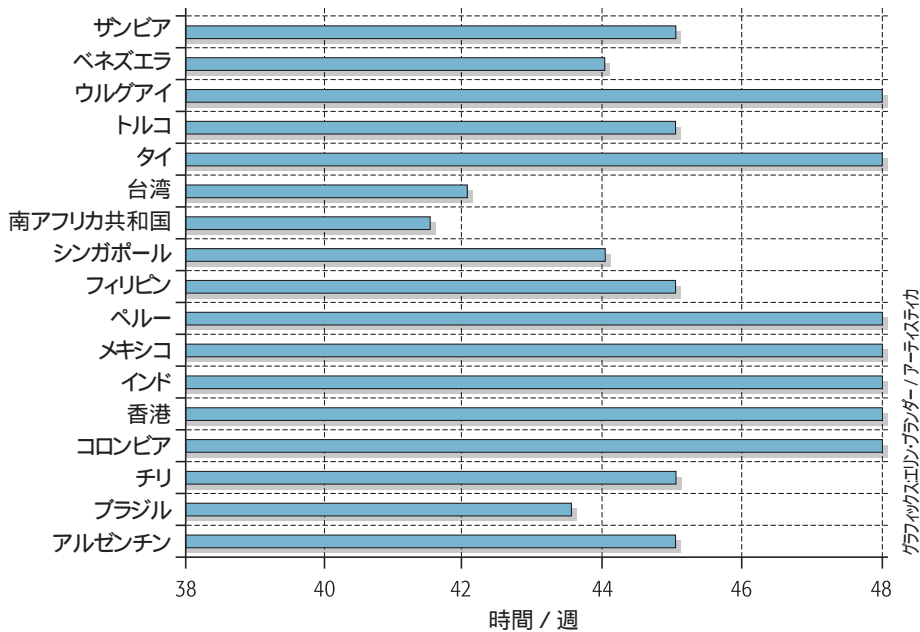


\* IMF-JC集計対象A組合調査。2004年の実労働時間は2005年末に判明する予定。出所：IMF-JC

# IMF スペシャル・レポート

## 労働時間

図2：金属産業の平均協定労働時間が週40時間を超える国



出所：IMF加盟組織

スロベニアをはじめとするEU新規加盟国の組合も、使用者から現行法の改正を求める強い圧力を受けている。米国ではブッシュ政権が、使用者が超過労働手当の代わりに、一般に「代休」として知られる休暇を与えることを認める新しい法案を提出しようとしている。また、ブッシュ政権は企業のニーズに応えるため、週40時間制を廃止して2週間80時間制を導入する「フレックスタイム」法案も推し進めている。

### 週40時間制を求める闘い

先進国の労働組合は団体交渉で取り決められた労働時間制の規制緩和に反対して闘い、ブラジルと韓国の組合は週40時間制を求めて結集している。2004年3月、ブラジルの主要ナショナルセンターは雇用創出を目標に掲げ、所得を減らさない時短を求めるキャンペーンを開始した。2004年、ブラジルの金属労働者の週当たり平均所定労働時間は43.4時間で、実労働時間は生産現場によっては50時間を超えた。ブラジルの労働組合連合調査機関DIEESEが実施した調査によると、金属産業の労働時間を44時間から40時間に短縮すれば16万2,400人分以上の雇用を創出することができ、

超過労働を廃止すれば11万2,000カ所の新たな職場を生み出す効果があるだろう。

このキャンペーンを支援して多くの行事やデモ、公開討論が実施され、資料も作成されているが、使用者側は激しく反対している。時短の問題については、全国労働フォーラムの承認を得なければならない。この機関は政府・企業・従業員の代表で構成され、合意に基づく組合・労働改革案の作成に責任を負っている。

### 韓国での共同行動

表：ブラジルの金属労働者の週当たり実労働時間

大都市圏	法定労働時間を超えて働く労働者の割合	週当たり平均実労働時間（2004年）
サンパウロ	43.4%	51時間
ペロオリゾンテ	36.3%	49時間
ポルトアレグレ	33.8%	51時間
サルバドル(2003年)	52.4%	51時間
レシフェ	66.5%	53時間

出所：DIEESE(労働組合連合統計社会経済調査部)、サンパウロ

# IMF スペシャル・レポート

## 労働時間



1日8時間労働を求める  
パリでの集会(1900年ごろの絵はがき)  
写真: akq / SCANPIX

韓国では、労働時間問題がきっかけで、IMF加盟組織が多くの行動や闘争を共同で実施した。2003年7月、国会はようやく、週労働時間を44時間から40時間に減らす労働基準法を可決した。同法は会社の規模に基づいて段階的に実施されている。新しい週40時間制は、まず国营工場と従業員数1,000人超の大企業で実施された。従業員数300人以上の企業は2005年7月に、小企業は2008年7月までに新制度を導入しなければならない。

工業部門で週5日制が始まり、現在、賃金労働者全体の約40%が週40時間制で働いている。実際には、組合側は法律の規定を最低基準とみなしており、団体交渉を通して改善を確保できるようにしている。

韓国では、今なお超過労働手当が大きな収入源となっている状況の中で、どの程度まで実際に労働時間を短縮するかも問題になっている。これは特に、ここ数年激増している下請業者や供給業者に当てはまる。労働力人口の半分を占める臨時・一時労働者も、長時間働いてわずかな賃金しか得ていない。さらに中国における需要増加が原因で、一部の部門では労働時間が10年前と同じくらい長くなっている。多くの企業が、コスト増を相殺するために有給休暇日

数を減らそうとしている。

### 週48時間制

多くの労働者にとって、週40時間制の実現はまだずっと先の話だ。図2に示すように、一部のラテンアメリカ諸国とアジア諸国では、いまだに平均協定労働時間が週48時間であり、これは法律でも認められている。つい最近変更があったのはチリで、2005年1月1日に法定労働時間が48時間から45時間に短縮された。対照的に、ペルーでは使用者が労働時間の延長を要求しており、メキシコでは審議中の労働法改革で、時給制を導入し、1日8時間労働とそれに付随するすべての給付(休日手当や休暇、超過労働手当など)を廃止する案が焦点になっている。

### 非人間的な労働時間

虐待的な長時間労働は、特に鉱業部門で広く見られる。この産業は、ますます多くの労働者を削減し、代わりに下請労働者を利用するようになっている。

下請労働は、労働者を劣悪な労働条件で働かせ、安全衛生基準を引き下げ、質の高い雇用を破壊してしまう。多く

# IMF スペシャル・レポート

## 労働時間

の場合、労働者は家族から完全に引き離され、通常シフトや延長労働時間の形で長時間労働に従事している。例えばペルーでは、労働者が週6日、もっぱら夜間勤務で1日14～16時間も働かされ、8時間労働に相当する賃金しか受け取っていない例がいくつかある。このような条件を受け入れなかったり、組合を設立しようと試みたりすれば、労働者は直ちに解雇される。

### 超過労働の強制

輸出加工区（EPZ）でも同様に、使用者は労働者に対し、非常に長い時間にわたって働くことを強制している。多くの場合、超過労働は強制的に行われ、手当は支払われない。支払われる場合も基本給率で計算される。組合がなく労働調査官もいないため、これらの慣行はほとんどチェックされていない。例えば中国では、法律によれば、労働時間は1日8時間、週40時間である。法律上、超過労働は1日3時間であり、月36時間を超えてはならない。だが実態は大違いで、一部の工場では繁忙期には1日16時間にも達することがある。

長時間労働は、タイの金属産業でも普通に行われている。エレクトロニクス部門では、平均労働時間は年間およそ2,500～2,600時間と見られ、超過労働は工場によっては600時間に達する。自動車部門の平均労働時間は、年間2,500時間前後である。自動車労働者の平均超過労働は週5日、1日

2時間で、月1回は土曜日にも働く。今年は需要急増のため、毎週土曜日を勤務日にした会社がいくつかある。

労働時間と所得は密接に関係している。労働者は長時間労働に従事しなければ、生計を立てて家族を養っていけないことが多い。少なから

ぬ労働者にとって、超過労働手当が手取り給料の重要部分を占めている。IMFが主張するように、だからこそ労働時間政策をより広範な問題と結びつけ、持続可能な雇用の創出、仕事と家庭の両立、万人のためのディーセントな賃金の確保を目指す包括的戦略に組み入れなければならない。



「土曜日はパパと一緒に」

ドイツ、1956年 画像：akg / SCANPIX

## 肯定的な事例 バーデン・ヴュルテンベルク

IGメタルのバーデン・ヴュルテンベルク支部（ドイツ南西部）は、雇用保障を促進して労働者の個人的なニーズによりよく対応するため、今年前半に地域の使用者連合団体と労働時間口座に関する革新的な協約を締結した。この協約によって従業員代表委員会は、次の2種類の労働時間口座に関する企業別協約を結ぶことができる。

製品サイクルや市場周期に起因する稼働率の変動を均

等にし、工場の雇用を安定させる柔軟な口座私生活の計画に関する個人的なニーズや関心に応える長期的な口座。そのような口座を所有する各従業員には、この口座を利用して勤労生活を短縮したり、資格取得のために休暇を取ったりする権利がある。

IGメタルはバーデン・ヴュルテンベルク地域に約40万人の組合員がいる。

## This is the IMF

IMFは金属産業における労働者のための組織である。1893年に創設され、スイス・ジュネーブに本部がある。現在IMFは100ヶ国、200組織、2,500万人の金属労働者を代表している。

IMFは世界中で金属労働者の活動を強化すべく努力している。2005年の世界大会で採択されたアクションプログラムは、以下の4つの主な項目から構成されている：新しい経済システムへの転換、未組織労働者の組織化、国際連帯強化、人権・労働組合権のための闘い。

IMFの最高決議機関は世界大会で4年に1度開催される。その間、隔年ごとに全加盟組織の代表が参加して中央委員会が開催される。執行委員会は中央委員会を選出された25人の委員によって構成され、通常年に2回開催される。

IMF本部の事務所はスイス・ジュネーブに置かれ、世界的な活動は地域事

務所のネットワークで調整されている。

東部・南部アフリカ：南アフリカ・ヨハネスブルグ

南アジア：インド・ニューデリー

東南アジア・太平洋：マレーシア・クアラルンプール

ラテンアメリカ・カリブ海地域：チリ・サンチャゴ・メキシコ・メキシコシティ

CIS：ロシア・モスクワ（プロジェクト事務所）

近年IMFはアフリカ、アジア、ラテン・アメリカの地域・サブリージョナル機構を強化している。いくつかの国ではIMF加盟組織が「国別協議会」と呼ばれる組織を形成している。

特別な産業部門の活動を調整するために、IMFには以下の産業別部門がある：航空宇宙、自動車、電機・電子、機械金属、造船、鉄鋼、非鉄金属、加えて作業編成のための作業部会がある。



### 【IMF 地域事務所連絡先】

#### 南アジア地域事務所 (SOUTH ASIA)

Linz House  
159-A, Gautam Nagar  
NEW DELHI 110 049  
INDIA  
tel: (91/11) 651 4283  
fax: (91/11) 685 2813  
E-mail: sao@imfmetal.org

#### 東南アジア・太平洋地域事務所 (SOUTHEAST ASIA)

No. 10-3, Jalan PJS 8/4  
Dataran Mentari, Bandar Sunway  
46150 Petaling Jaya  
Selangor Darul Ehsan  
MALAYSIA  
tel: (60/3) 56 38 7904  
fax: (60/3) 56 38 7902  
E-mail: seao@imfmetal.org

IMF本部（ジュネーブ）の住所は  
2ページ参照

#### ラテンアメリカ・カリブ海地域事務所

(LATIN AMERICA & THE CARIBBEAN)  
AV.Providencia 2019  
Oficina 42-B  
Providencia  
SANTIAGO  
CHILE  
tel: (56/2) 655 04 74-655 04 77  
-655 04 78  
fax: (56/2) 655 04 70  
E-mail: lacro@imfmetal.org

#### ラテンアメリカ・カリブ海メキシコ事務所

(LATIN AMERICA & THE CARIBBEAN MEXICO OFFICE)  
Ignacio Mariscal No. 45-101,  
Colonia Tabacalera  
CP 06030 MEXICO D.F.  
MEXICO  
tel: (52/55) 55 35 36 53  
fax: (52/55) 55 35 26 14  
E-mail: lacromexico@imfmetal.org

#### 東部・南部アフリカ地域事務所 (EAST & SOUTHERN AFRICA)

Physical address:  
10th Floor  
The Braamfontein Centre  
Jorissen Street  
Braamfontein  
JOHANNESBURG 2001  
REP. of SOUTH AFRICA  
Postal address:  
P.O.Box 31016, Braamfontein 2017  
REP. of SOUTH AFRICA  
tel: (27/11)339 1812-339 1825/  
6-339 1832  
fax: (27/11)339 4761  
E-mail: esao@imfmetal.org

#### CIS プロジェクト事務所 (PUROJECT OFFICE CIS)

Room 211  
Str. 2, d. 13, Grokholsky per.,  
129010 Moscow  
RUSSIA  
tel: (7/095) 974 61 11  
fax: (7/095) 974 16 22  
E-mail: pocis@imfmetal.org

## 行事日程表

### 9 月

- 15-16日 IMF / EMFフレクトロニクス会議（ハンガリー・ブタベスト）
- 17-19日 IMF 組織化・グローバル化に関するワークショップ（ラトビア）
- 20日 IMF中国作業部会（スイス・ジュネーブ）
- 20-22日 IMF / SKF世界労組会議（ドイツ・シュヴァインフルト）

### 10 月

- 3-5日 IMF アルコア・アルキャン企業別協議会（カナダ・ケベックシティ）
- 19日 IMF 貿易・金融・開発政策に関する作業部会（スイス・ジュネーブ）
- 19-20日 IMF 北米女性会議（カナダ・トロント）
- 20-21日 IMF 航空宇宙運営委員会 / エアバス・ボーイング作業部会（フランス・トゥールーズ）
- 20-21日 中欧組織化会議（チェコ共和国・プラハ）
- 24-26日 レオニ・ワーキンググループ会議（ドイツ・パートウオーブ）
- 25-27日 アジア太平洋地域自動車会議（インドネシア・ジャカルタ）

### 11 月

- 1日 IMF 女性委員会（スイス・ジュネーブ）
- 2-3日 IMF 財政・執行委員会（スイス・ジュネーブ）
- 7-10日 IMF ラテンアメリカ・カリブ海地域鉄鋼産業会議（アルゼンチン・ブエノスアイレス）
- 14-16日 IMF 造船アクショングループ会議（日本）

### もっと詳しく？

ここでは全ての会議日程を掲載していません。

随時、[www.imfmetal.org/events](http://www.imfmetal.org/events)を参照し、最新情報をご確認ください。



## IMFプロフィール

### 持続が実を結ぶ

マケドニア金属・エネルギー・鉱山労組 (SMER) のマーレ・アンチェバ書記長は、久々に将来を楽観視している。

マケドニア・スコピエ：マーレ・アンチェバは、1987年にエコノミストとして金属労組で働き始めた。彼女は、社会を大混乱に陥れた経済的移行が始まったときのことを覚えている。

「移行が本当に始まったのは1989年、スコピエで9,000人の鉄鋼労働者が未払賃金を理由にストライキを実施したときだった。当時、賃金を受け取れないなどというのは、考えられないことだった」とマーレは回想する。

しかし、1991年にユーゴスラビアから独立したあとマケドニア経済が四苦八苦する中で、賃金の不払いや雇用喪失は、すぐに日常当たり前のことになった。マケドニアの金属産業は10年以上にわたって衰退し、労働者数は1991年の7万人から現在では3万人以下に減少した。

「5年前、組合をやめることを真剣に考えた。絶望的な状況に陥ってしまったようで」とマーレは言う。「プレッシャーがとてもし大きかった。組合員からの期待が大きいにもかかわらず、私たちにできることはごくわずか」

「そして2002年には、落ちるところまで落ちた。廃業すべき会社はすべて廃業し、売却されるべきものはすべて売却された」

この混乱期にマーレが絶望感を抱いたにもかかわらず、金属労働者の組織率は80%を下回ることがなく、おかげで同労組は存続することができた。

「2004年以降、確かに事態が少し好転している」とマーレは言い、このところ雇用が増加していることに触れた。

マーレは、ここ1年間に有利な協約が何本か締結されたことにも満足している。

「1,000人の労働者を雇用するある工場では、会社側が1年半にわたって私たちとの交渉を避けていた。その後、私たちは1カ月以内に交渉を終え、33%の賃上げを獲得した」とマーレは例を挙げる。

状況が改善へ向かう中で、マーレは新しい課題がいくつか持ち上がっていることにも気づいている。例えば、金属産業使用者団体は組合ほど回復力がなく、90年代初めに消滅してしまった。その結果、1994年に締結された産業レベル労働協約が、今日に至るまで依然として有効である。しかし、このほど使用者団体が復活したため、新しい産業レベル協約をめぐる交渉が間もなく始まるだろう、とマーレは考

えている。

もう1つ、1990年代の名残で近い将来に変わりそうなのは、スト実施中に賃金の60%を受け取る法的権利である。

「移行期には、スト実施の理由はすべて賃金の未払いだった。そこで、何らかの種類の保証が必要だということに合意し、この権利が設けられた。けれども、この保証もそう長く

は続かないだろうから、スト基金を設置するために何か手を打たなければならない」とマーレは説明する。

組合を強化するその他の方法を考え出すことも、依然として、マーレや組合事務所働く同僚たちの大きな焦点である。同労組は労働協約を通して、従業員数が500人を超える職場に専従組合ポストを設置している。

「現在、30人の専従組合代表が選出されている。私たちの課題は、これらの職場代表に教育と支援を提供し、彼らが組合員によりよい保護やサービスを提供できるようにすることだ」と彼女は言う。

今後、組合が果たすべき主要な責務の1つは国内環境の保護だ、とマーレは考えている。

「採掘や製錬といった公害産業が、まだ欧州連合に加盟していないマケドニアなどの国々に移ってきている。これが1つの理由で、我が国の金属部門は改善へ向かっている。現状では、この種の仕事を拒否するわけにはいかない」と、マーレはマケドニアの失業率が30%であることを引き合いに出して言った。

「この業種は環境保護に多額の投資を行う必要がある。投資家はみな、この分野に関して大々的に約束している。けれども、この約束を確実に守らせるようにしなければなら



マーレ・アンチェバ SMER 書記長は新任の IMF 執行委員でもある。

らない」とマーレは語った。

将来についてどう思うかと尋ねたところ、こんな答えが返ってきた。「とても楽観的！ これから、過去のあらゆる努力の成果が出てくると思う」

アニタ・ガードナー

#### マーレ・アンチェバ氏の略歴

年齢：45歳  
出身国：マケドニア  
役職：書記長  
組織：マケドニア金属・エネルギー・鉱山労組 (SMER)